共古日錄　四十六

大正九年七月十二日

東京上野公園櫻木町

宮武

特別
15
1413
48

門 15
號 1413
卷 48

早稲田大學圖書館
昭和25.10.24
購入

食事
第十四

# 共古日録四十八

[illegible]

[illegible]

一定まりたる食事は何回なりや其火鉢の時刻及名称

二 何れの食事には何を食すとなりや（例せは朝飯に汁と用ふるの類）

三 米飯に代へて用ひるは何か（例せば粟麦等）

四 間食の種類及之を用ひる時刻（例せば午後二時頃菓子

を食すること（例）

（四）客来の節出迎ひに出す食物は何か（例）茶菓子時ならば茶菓子を出し食事時ならば家族の食するものに何かあるべしとの類

（三）冠婚葬祭等の人事及年始年中行事の諸儀に調製する食物は何か（例）せがれ結婚に鯛の吸ひ物年始には雑煮を用ひるの類

正月　雑煮　鏡餅　屠蘇餅

二月　八日　七草粥　稲荷の山詣

三月　三日　桃花節　七日　七種粥　十五日　赤豆粥

四月　あやめ節　菖蒲酒

五月　柏餅　粽

六月　嘉定　食

七月　七夕　果物　素麺　生瓜　蓮飯

八月　十五夜　団子　芋

九月　十三夜　団子　ぎんなん　いも　柿　栗

十月　亥の子　牡丹もち

十一月　あること

十二月　冬至　餅つき　小豆粥

有卦

有卦の中に七夕祭の日に当りて祝ふは如何なる故なるやと問ふ

甲府まちは中人を申ふ食ふ事か間食 ユフザケとは昼
と夕の間に食ふ飯を云ふ 甲斐村にては田植時は
五度食す 朝 中人 昼 コージヤ（香のもの） 夕
青木村 三戸 北巨摩郡 川村（香のもの 焼魚）
春秋は三度（土の暮） いとことふは米麦粟五合を入れたもの
まきのもの まぜるよろしい コベリとふは粟飯稗飯を
炊きよりかきまぜて食す 又は二度ハいもを食す
三〔illegible〕の〔illegible〕を食す 〔illegible〕 手打そばうどん
〔illegible〕の胡麻と味噌を〔illegible〕〔illegible〕
〔illegible〕の〔illegible〕の餅に〔illegible〕〔illegible〕
〔illegible〕とふものは 魚を〔illegible〕ひ合せたるを〔illegible〕 ソヒをとる
蕎麦等はもちゐず
〔illegible〕 食事三回 朝 〔illegible〕 昼〔illegible〕 夕〔illegible〕

朝は味噌汁 夕湯漬
茶受には豆腐もろこし菜ぶ煮付す 朝も前より煮る
〔illegible〕あはせ干し魚を干したるを〔illegible〕す
塩〔illegible〕事に〔illegible〕干したるを〔illegible〕
〔illegible〕は〔illegible〕と年魚を〔illegible〕
信濃 小中飯 〔illegible〕来のうどん米の飯 夕は〔illegible〕
三回 〔illegible〕
甘酒の〔illegible〕は年内も蒸籠で新年まで〔illegible〕
〔illegible〕をかくる 汁につけたる〔illegible〕食す
女の〔illegible〕の〔illegible〕
常陸 一般は三回 美濃岸より〔illegible〕岸も四回
〔illegible〕たるもの女の食すと〔illegible〕
岡山縣下 〔illegible〕のんだらいお茶んづ 夕飯

## 新宅三年不掃煤

餅を引ちぎりて火につけて食す 郷なとゝいふ
はさみつくる鍛冶 又餅をつけて後 押ともいふ
小中島の竹を蒸て 茶漬といふ小屋敷のことを 由井[illegible]
正十四日に焚て餅筋をを焼かりにして [illegible]
うどん粉を溶て包みかけるあの焼きさたるを[illegible]
御室
かせぎりとて 餅草奴の手箱へ 二つ宛として
以上二つの時まで何にらし解せぬことあれと 友梅よりの
心覚えを心覚えにしたる心なりしえなきをのヒントを得
るての心のことを見るべし
(新宅煤を払はずといふことを古来より承り(寛
新造者三箇年之内可有其憚云々 文明筆記二に
親長卿記(延徳三年十二月廿三日の條に) 掃煤 新造并は憚

## 三河熱池の奇祭

## 古文書に見へたる弓削道鏡の靴

居住方并依為三年不掃煤云々とあり 然れは新
宅三年煤を払はぬ風習 嘉禎以前よりとすれは 今
よりは六百八十年余となるなり
昔より真道鏡に長元礼服御覧の記なる古文書
を蔵せる「長元礼服御覧記」と題しある 土御門右
大臣師房公記抄として 一うつしたる文あり
其中の一文に
一足畠大有三形 亦鞾有六足 皆錦并中有小白
錦一足 別有渋皮鞾ノ斤足 寮官人申云 傳云
弓削法皇鳥云々
との文あり 弓削法皇とあるは道鏡を指して云なり
愛知県幡豆郡[illegible]村大字熱池小字[illegible] [illegible]社

八幡宮あゝこの三日熱田の豊年祭はテンテコ祭とも云ふて青竹にひるりンがをもちまする別祭ゝゝ十月常夏の豊年祭は陰暦の正月三日午後二時前後にひらゝゝ豊年大根ゝてリンがを作り付物造形あるまゝ左右から大根と同形にしたるを接合したるもの

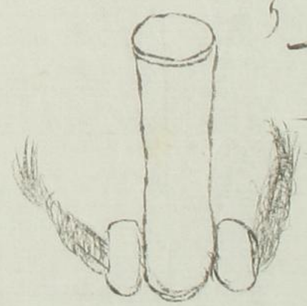

別けで男子を通したる縄の華を背後の腰の立に結附けるのにて三人目のリンがには縄の華を以てリンがの頭をもとゝして神官ゝゝ少し尿の形に見せる赤布まで頭かゝりをひゝて神官祝の云を行ひテンテンテコテンの大鼓拍子に連れ進み来る社進行中例の腰に前後に抱るのでリンがが二十

動き出いわゝゝ鉦ゝゝに湯沸るで正視すると弱み弱に天下の奇祭である祭ゝゝ使用する大根リンがを乾し置きる子供の病気弱いに癒の時に服用すると霊験のりとゝゝ三月祭が大正の時の祭の歌

(一)コウゾヨ

コウゾヨリ　コトシノ　カドノマツハ　タアカイノ
タカイモドウリ　コゾトシノ　カヅガ　マイテキタアト　サーホーイ

(二)トンベイガ　タヨウエテ　クロメテ　ハフイテ　タンガサカツテ　キショ
ウト　サホウイ

(三)テイジ

テイジロウヨウ　タヨウエテ　クロメテ　ハフイテ
ホニイデテ　ホノウエニ　フクラスズメガ　フクリト　ション

(四)

ボリト　サホーイ
テイジ〜テイジロウヨヲ　タヨウエテ　クロメテ　ハフイテ　ホニイデテ
ホニホガサガリヤ　ホデココノマス　アツタアト　サホーイ

四谷千日谷の古名

右の祭りにリンがと呼ぶの立に結ひて姫あるくは青の青なるもの四ツ前に結びたるなるべし子と思ふ

高谷信濃が屋敷の辺より下への辺を千日谷といふ也

駿河富士の蛇の剣作者

なるべし古名は蛇谷とつゝしとこゝ

此辺富士の祭日書くる変ゝらの蛇は書ふといふて書の

祭りとあり此の義豊臣の居し

青山善光寺古水盤

青山善光寺の石の水盤二つあり今は使用せぬ古ものゝ

下り藤の紋ありて右に寶永三丙戌年巳ゝ二月吉日

とあり此の面にも下りの藤あり

大忠童謡

光寺とあり

右信がとんぼを捕へんとて

「ギンチヨ〳〵高ミ〳〵くるる」

とくり返りうたふ

寶永の萬國圖

圖載日本国の圖

寶永五年出板萬國總界図所載日本國図

拔文字図説海之圖從昔日板行雖有數多
其形不成分明因茲今所改認圖方量方面二通
桑加書令前板者

寶永五戊子歲改之
書林　江戸日本橋南二丁目　須原茂兵衛義板

改之　書工石川文俊之

流刑



朱舜水が特来しとい
常照寺に生り
しと伝へ
江戸のとりは葉細く
逸話こもるといふ
牧書元錄に
並而更細長
鄭康成讀書處
四垂頤堤書玩
眞如秀設可愛
くのこうは垂下し
這間市の西常常
書帶草は江戸市外の
繁殖する
江戸のとりは葉細く
書帶草一名秀數草
性柔如
翠綠鮮潤
出山東
有植之庭
今江州皆
細尾常加其中
則屬沖生高
敷の強弱の
その外
常常繁殖
刊行する
刊行

為文祐之之の書帶草歌并序 あり

朱明之亡。禪僧小越適来我邦。水戸義公深賞其學問忠義迎為建一寺。當時齎書帶草。人稱流虎。栗本勿用翁好古士也。嘗猶謂水戸。愛玩不措。官游十年。遍處攜行。強將赴任朝鮮。途上過訪。見分數莖。按花鏡曰。舊出山東留川縣鄭康成讀書處。本名康成書帶草。或曰。臨讀書聲則茂。否則枯萎。可謂奇草矣。

義僧海三百韓

如幸唐来今稱左
絶無為華窕青貨
四垂蓬蓬長於髮

法身稱北山河北 當時唯齎草一莖
維苦山東鄭康成 稱義僧前年長崎情
唯書劍別讀書齎 春風一吹色蒼勃
遠愛落手喜欲狂 便覺義僧負視發

栄枯有數本不同 廿年獨托海之東 却想燕京玉氣盡
十三凌霜寒燈中

此序に引くところの花鏡は別本なるべし。枯萎すると雪白なる

鄭邪代醉編巻三四十二 書帶草 三齊記曰鄭康成
山下生草如韭一葉兼餘六人名為康成書帶
草。異苑神[illegible]
見[illegible]
語原 尼書帶草 常綠多年生草 葉如韭長尺餘 柔
軟叢生 鮮翠可愛中央生短花莖 開淡紫色總狀小
花實圓 而碧極之庭園 蓬蓬四垂堪供清玩舊

稱出山東淄川縣鄭康成讀書處本名康成書帯草
とあり これによれば花實の沙汰なく 只葉の詠にして
朱舜水も持出したることなし 別草なり 沙汰とある 詠の
心の如し 評源には花實ある図を出しあり 實をつけたる
様の詠の類なり
大正壬戌春書之 吟窓の熊坂來主 以 佐々
間 之の書けしに持で示さる
木 題冊府 帯草長サ五寸
益義雅 見玉蘭陵之の書帯草の文
ありとて擬 成明之示さる其今の 大宮
ことせり擬井又は 愛され 書帯草を
されしが枯されしとてこそ の富士

書帯草
鞠には葉先に結ぶ露の玉 やうやくと落んとする 無理かいなと
雨の夜た眺めも面白く 夕にはそよとの風にも打靡き 涼しきす
風情の見えるもをかし しづれ筋は涼しきすがたの中
にても斯草ほど優雅なるものあらじか 書帯草 名は
屢めきそ數かれど書て帯する草とし云へは
知るには予引とそ呼びまほしけれ 斯草をは
に産すれども北方には生ぜざるものて 李笠翁の集中にも 書
帯草 其名極佳 昔不得見 譜載出淄川城北鄭
康成讀書處 名康成書帯草と云ふ 鄭康成は
後漢の大儒にして 婢にまで皆な書を解したり
といふ 然れば 李笠翁は 使天下婢子 則此草不可

移る所処を堪へ土栽也とせり　真個書帯草は風
流の草なり書帯草を愛するは真個風流の人なるべき
べからず　或は修る明人朱舜水水戸光圀卿に聘せ
らるゝや此草もまた明より舶来せられ卿は郭康成
の故事に據りて又賞玩し給ひたりと云ふ儒者
等まゝに由縁あるからは霊芝にも劣らぬ瑞草と謂はまし
種類は大葉小葉の二種にして大葉はその長さ二尺に餘り
葉の如く生茂りて見るから涼しさ比せらるゝ鉢は萼の
青く見ゆれる所なとして南交趾か朱泥などもつり適しく
三伏の熱き折柄も座上起青風の感あるべし　又朔に
祭しては盆室に入れて根の表らあやらは生ふ露し　其盧青
葉を持越すをも得らるべし　三月彼岸頃にはあり古葉

を根元より数截りて新芽の吹出るに任すべし培養は
油粕を水に溶かして用ゆるが宜しく又大豆を煮て一升の
割合に三升として瓶に入れて腐敗せしめ使用の際は三
倍の水を加へる　扱ひ方は芽を吹きてより七月前後まで
は日向の風通し宜しき所に置き其用の暑さにあてゝよりは
黄いて日陰をもなり其下取のなるべし
以上は主として萩疲又の記されし又或まがく前と同じ撰数
此の説古梅樹堂氏の書帯草の記を載せあり又は
長すれども此草に関する要らるゝもの載せり
大小二種あれど大葉の品真に近く似く思ふ　○種類多
く分ち在此くあり松柑帰せはやぶすけ迚と云ふもの
と迚其種の出る時季が異なるのと其形状少しく異

於りぬ元に同種類に屬するものなれども書帶草は特色
あるものなり[illegible]來は明の游元鑛[illegible]比せる時に[illegible]
しものと思はる[illegible]鼓せしもの[illegible]其[illegible]臣其[illegible]頌せ
と名[illegible]の書[illegible]蕭[illegible]草[illegible]逸[illegible]
劉愛せざりし[illegible]
し其井ノ口のる[illegible]大[illegible]明[illegible]井之口某一株を[illegible]
信しき帶草[illegible]京都[illegible]
[illegible]きの[illegible]綺んだ帳に[illegible]初[illegible]
[illegible]にある書帳の[illegible]
ものまて鄭康成の庭前に[illegible]穂を採集して[illegible]
帶草を以てこは書帶草の[illegible]來ち支那では[illegible]
とも[illegible]置くとすに虫が付かぬ爲めた
[illegible]其[illegible]初めて書帶
草と[illegible]帶[illegible]の名の[illegible]用て起[illegible]

知りしと古樗[illegible]堂はこゝすれてより[illegible]て古樗
又は井ノ口[illegible]書帶草[illegible]古樗[illegible]
の[illegible]大[illegible]繁殖し京都[illegible]
別[illegible]樗[illegible]後ち大[illegible]天王寺の別[illegible]植[illegible]
ち[illegible]の[illegible]植られてありと[illegible]大坂[illegible]
所の庭園にも植られありとの[illegible]支那では
唐の[illegible]書帶草[illegible]文[illegible]
此の[illegible]庭下巳[illegible]書帶草の[illegible]其[illegible]
三[illegible]の[illegible]書に[illegible]古樗[illegible]
[illegible]に[illegible]書帶草[illegible]特[illegible]
朱舜水に[illegible]陳元贇[illegible]の三[illegible]文[illegible]
名ちな[illegible]二[illegible]と[illegible]
郭人に[illegible]ものと思はる[illegible]野[illegible]のものは

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

其二賦　唐徒亀蒙書帶草賦曰彼珍書草云書帶
名先雪既沒後又翠生如帶而更細性柔
香可佩難將九畹蘭幸同影臨皮忽被芝蓂見
負姿虞舜之悲為芝蓂根輕發葉抽英因天受性
稚圭也土之宅拂中蔚門前之徑不肖教施異術
安得必況未嘗輒入明庭何當指女幾臨東日幸
紉青春芬然未摩於魚文蒲茸竊詠於詩人爾
亦曾沾潘令爾知白薤風幸而起承王惟道生
蘋栽培只為於賢鄰寒頻長憂子雅歲出數
無用舒還有異當琴燥發伯牙山水之情值儒編
動鑿遂得秋之思敢曰求文寧忘慕義吳娃揖上
空美哲滋魏王惟中惟通蕙氣彩乃菊榮越

徽薫茂周原幽棲莫及興詠徒存此則對中樽蕭疎之室處子山猶落之園不識深宮豈是菅為帝女非
侵遠道誰言能憶王孫徒愛其敏疎煙拔曉露弱可
憐結子能布護蕭々而不計榮枯漠々而何手奴悪金
燈照炎宮驚秦帝之妖彩蝶留連眞謂羽使之蠹
雨乃高推雜菊瑞計階莫我則惟親赤土每聚
流螢豈便雜蒿某所孫也赤杜若於邑汀儻遇
翰林主人之一顧庶忘保於青青

以上書帶草に記せるものの讀し書籍中に記せるものと
記し置くものの如きものとの如き地場来しと思ふものとの為
にて弱かるものと其他もろもろ大夢の生涯なる無載
のものとなるべし

大正十年四月廿七日



大正十年四月廿七日

田中宅印

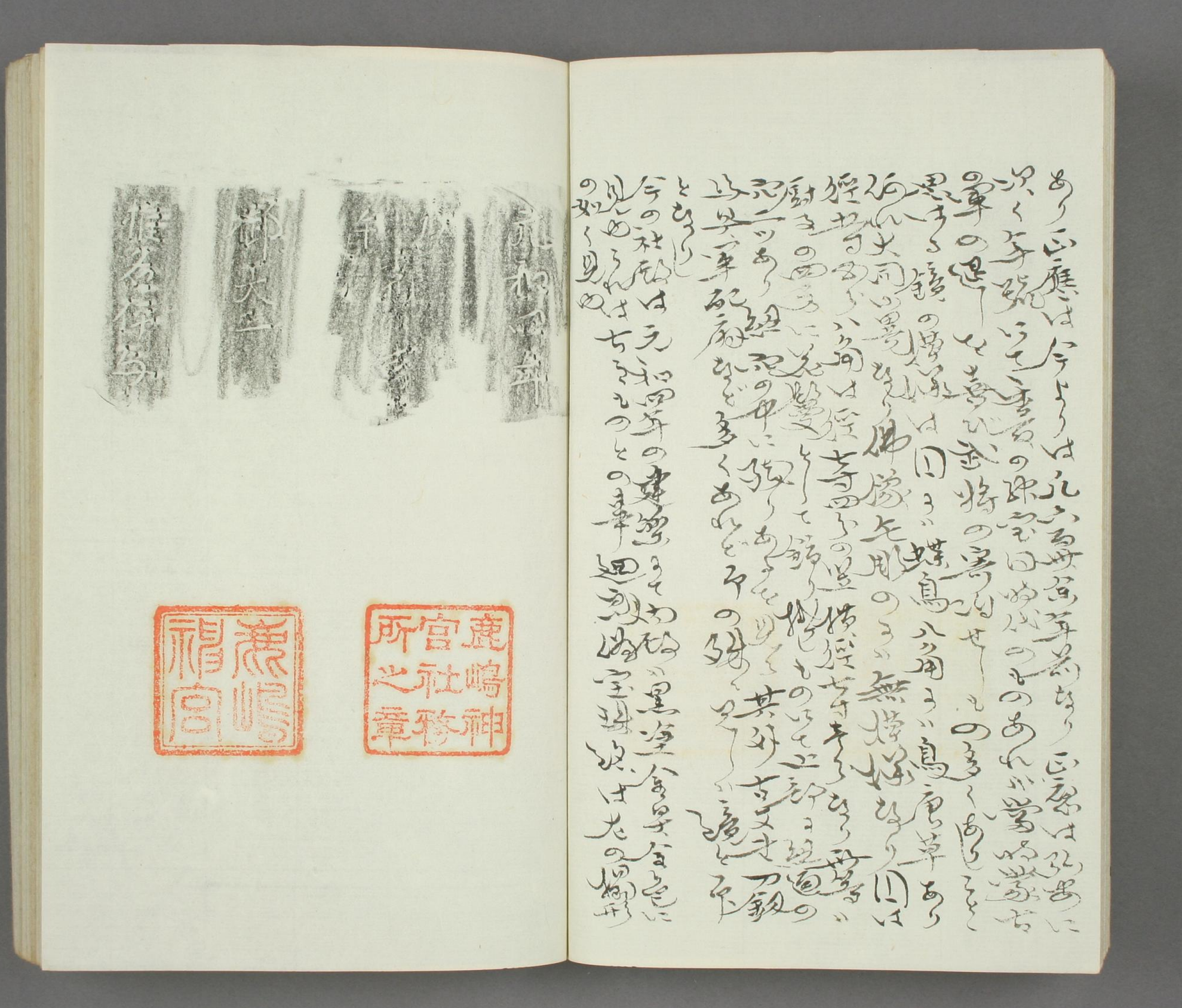

鹿嶋神宮社務所之章
鹿嶋神宮

社殿北向なるなど異事なるがこは古らいにの道路と異なるなり今の鎮座は東南の面なり或は恩賜なり等に道あり社殿の前に道路あり此道路に沿ひて安石あり

鹿島に沿ひて安石あり

世人のもてはやすなり

古史

石の寸のごとく彼社記に石の座侍りとあり寸本見に当大明神天慶給時社石御座侍りとあり寸本見に当

慶刻長　尋ねぬけ見つるの形チまるの山のあ

の石のみまもと　とありて或は云ふ見慶刻長鹿

嶋まうでに侍りけるに奥のお前まで不用の面より

ハ二三町ばかり東の山中に石あり

神宮とよびて安石なる石の図かなるに二尺ばかりなる

ありとて此の図の通の竹の中に埋もれて侍りけるを掘りおこしてけり

たまひて社石の上に座し給ふ石なり

石といふ石の根なるまでに白き小出すこと窪みてもこの石なる

人ふるとなくまでまぐしもて掘りなる迹あるなり

常陸の鹿島の郡石の形円く柱のごとく径一尺

高さ三尺ばかり窪めり地中に根ありとぞ

とあり

常陸の鹿島の石柱まで

て国家の固めなるまでこの出雲国嶋根郡石柱あり

これと同様の石あることは此外にもあり常陸鹿島郡中の村に立石と称するあり長二丈幅二丈ばかりの扁平なる石根を[illegible]に埋しなどの例迷信の石あり[illegible]石あり[illegible]石根を[illegible]あり常陸[illegible]の産の安石は人[illegible]石いて自然石なるもの多くは加工せしものなり

然らば如何なる物か安石なるかは予の考ふる所にては日本の各地に行はれて居る二人相撲と称する信仰のものが信仰の中に埋まり其上端露出して天と交くの形象を備へたものとの説明ありてあり地震の[illegible]との説と記されたり然らば是も一種の生殖崇拝の

物なる造られたるものといふべき予又吉田東伯氏の日本地名辞書を見るに地学雑誌の文を引かれて「第四紀山北に産する安石材を以て数多の墳墓の標示に用ひしものなり」と説いたるは

一種の生殖崇拝の物

地震堂の石柱

地震を鎮ずるの石柱

アイヌ安石

アイヌ安石も亦生殖崇拝の物の一種なるべし

の礎石

礎石もまた鹿島の[illegible]の形ことごとく[illegible]と[illegible]

墓の石

墓の石もまた生殖崇拝の一種なるべし

燒石

燒石と称するものは[illegible]

の色々に金石と云ふ物豆腐の如くなるを用ひる石に
の如く大きさ[illegible]れも雄石と思ひて[illegible]の石の中に鑄
大藪鉄の植ゑの周囲に[illegible]石の中に鑄
石と同じものあるめる所れの[illegible]特別[illegible]
河い——に流石のある所のもとを[illegible]
きけり[illegible]司の[illegible]現今[illegible]井と
[illegible]に[illegible]の[illegible]の便よりうず井と
[illegible]利の[illegible]豆腐[illegible]
にあり[illegible]思はる[illegible]
見らるる[illegible]
茅の形式より雄石[illegible]
[illegible]は為雄石なりと思ひしが[illegible]

[illegible]
扇の要[illegible]
形[illegible]扇の要の如[illegible]
石と云ふ[illegible]
ばなんの[illegible]
此の震[illegible]
[illegible]
信[illegible]
[illegible]
[illegible]扇の親骨の[illegible]形図[illegible]
[illegible]
[illegible]

これハ神の御前にましますと称す足跡石あり其
礎石なりしを称すといふ人あり要石ハ礎石
なりしと思ふより経石の名ありて要石是也
の事し字形の崩せし石をもちて文字明かならぬものは
見得ずからねど是を写さんとせしが同じく
ちて掲示せしが別々に見えて此の[illegible]
跡足跡など称するものこれも[illegible]の[illegible]をす
[illegible]写しみて[illegible]刻り一同[illegible]
帰宅せり[illegible]の[illegible]の二面見当らず
[illegible]は柱に[illegible]の長二寸[illegible]の中の[illegible]
書なるをおぼえて[illegible]年々
[illegible]

鹿嶋神社氏子

と

引縄の如く[illegible]農家の荒物小家にてこらかしら織の
こらをかりて通す竹を写して御覧

長三尺七寸余

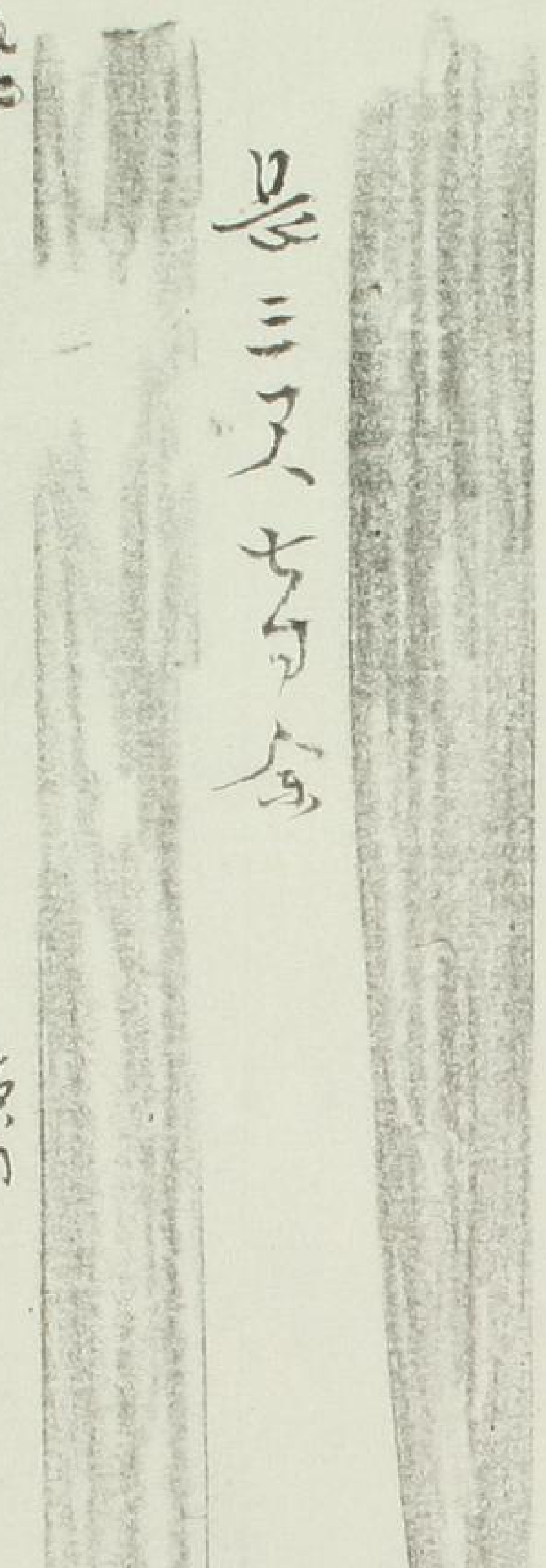

[illegible]に[illegible]をはかりみて通す

拓本

一幅織の腰ばの蔵ありて羽風のあふてかさ
玉椿も[illegible]
鹿嶋の宮司数馬の年の春か帳
こゝにけたる人も[illegible]のちまきくとも[illegible]
又鹿嶋の[illegible]見居る人の帳と

鹿島
名所略圖

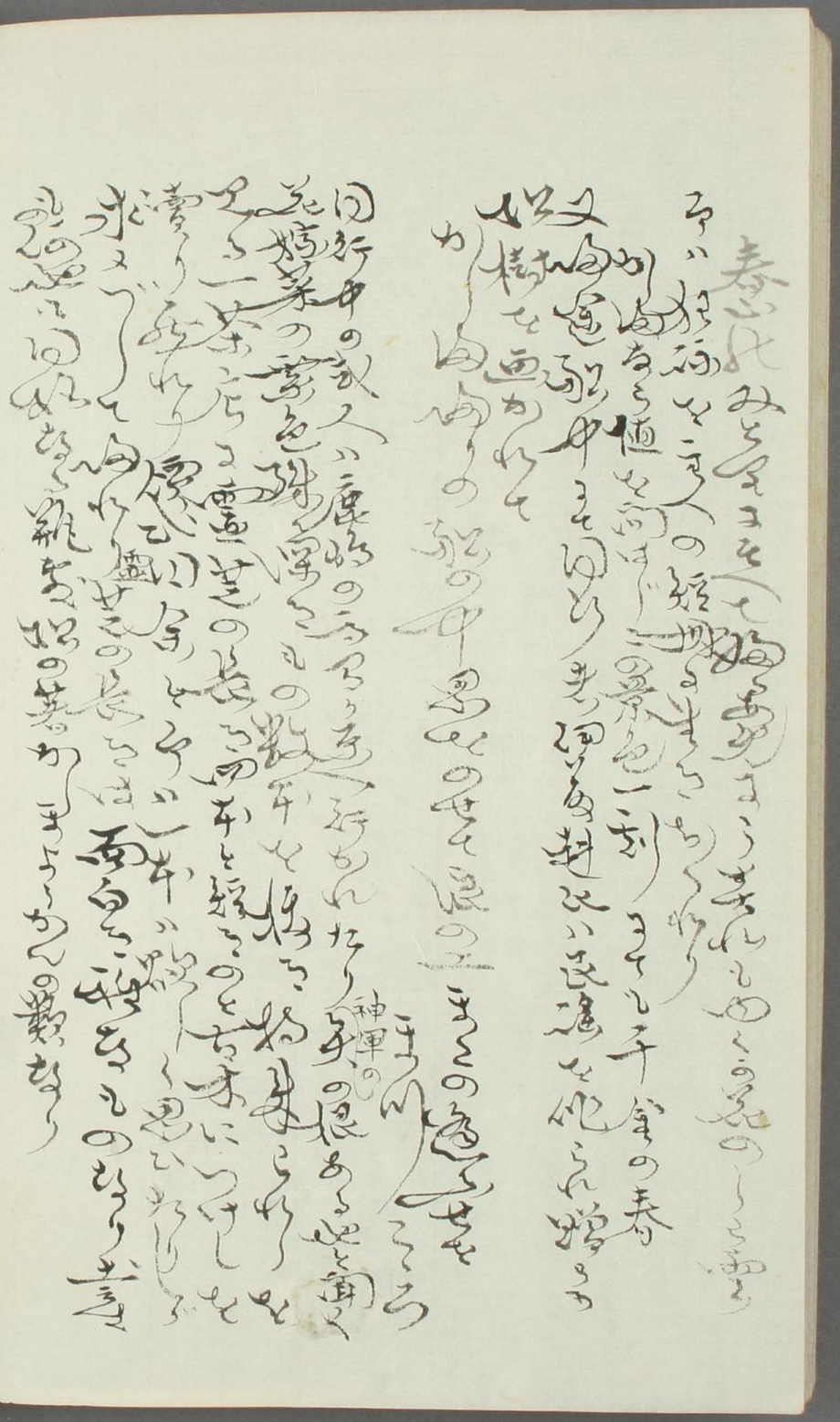

[illegible]

## 一ふい　要石

[illegible]石の[illegible]と
いつて地の上ふ出る
と[illegible]ないと小[illegible]と
[illegible]く埋まるいとく
決石なり

二ッふへ　御手洗川

水のるもいと清らかにふしぎ
感の水のかをも見めるたち
やうしをしるうと夏の日はあ
りさうもなく猛暑涼きゆ
水かげしは処あちこちをも
とらはこの深きこと大小
人ふ水しば万人乳をも
ぎびとりふ

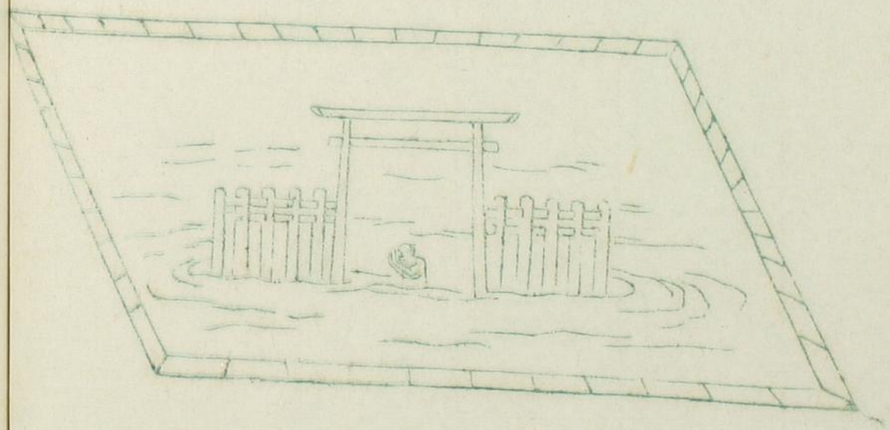

三ッふへ　末無川

高見が原の水上を
岩間よりも海出くいこの
ふしぎ流なる一二町流
れ出ること甚だ早く其末
なくしこれ大神鬼
退治の時に剣ふ刺くら
血を洗ひんとて岩を穿
ち流れを自ら流出とぞ云

四十八　御藤花

藤波の間とうふ生

きそうへくもひもろぐ

まうと花蜜ゝめひろひ

あくまとくもくもと愛也とあ

あしし此藤の花

りくりくりくりくり

吉兆をあらき

五十九　浪の音

とゝ海の音ゝゝ宮

社上のくもゝ間ゆる

くもくも日和となる

下のくもくもひく

くもくもくもくも

雨降となる

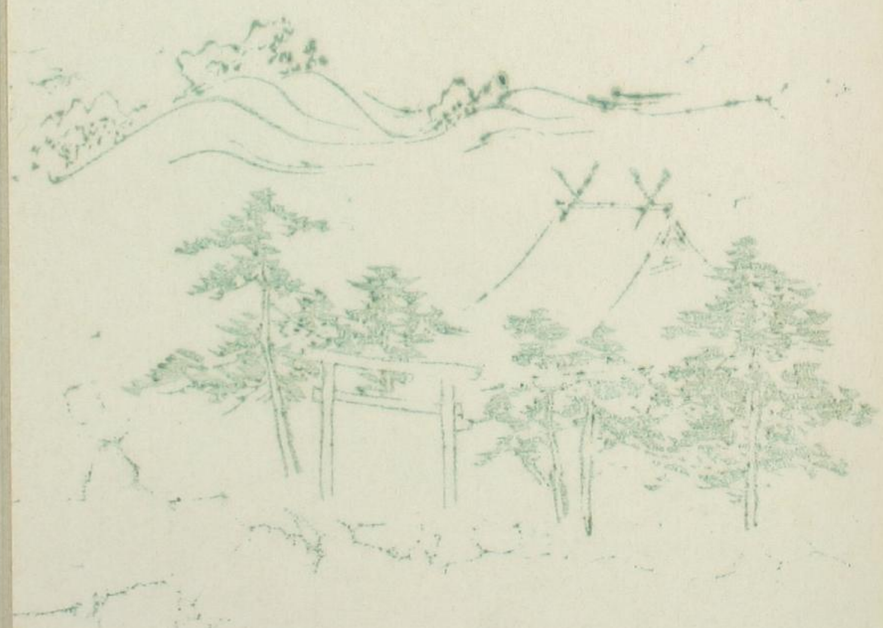

## 茅生松

もろくべく徳山の国は松を伐るの略し伐株を茅の生せしいく年か伐ぬ松

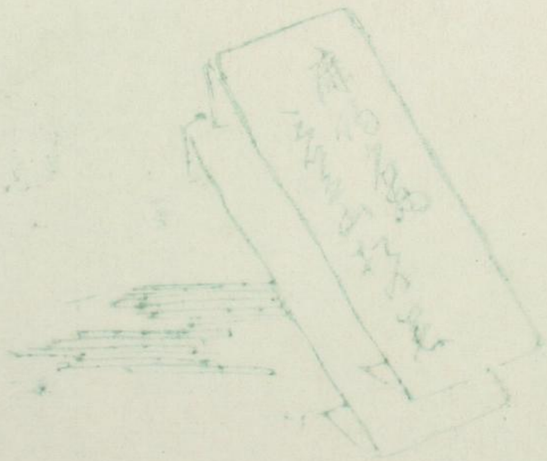

明治二十七年十月廿五日印刷
同　年　同　月　廿　日　発行

著作兼印刷者　茨城縣平民
　　飯田久米造
発行兼印刷者　常陸國鹿島郡鹿島町
　　大字宮中五十一番地
　　定價　錢

帝國図書館

大森五郎紀行

[illegible]

## 本門寺で講演

◇……武藏野會＝私年號發見談

◇……武藏野會では風薫る二十八日の日曜に大森から池上に掛けて實地研究やら講演に一日の清遊と清談に樂んだ

◇……鈴ヶ森の鬼子母神堂に來るもの鳥居博士、山中笑、尾佐竹判事、上羽貞幸、石橋文學士に米人ゼフェリー、吉屋信子女史さへ加はつて約百條名刑場跡から延喜式にある神社だと傳へらるゝ盤井神社に鐵の樣な音を出す鈴石を見たり、モールスに依つて發見された大井町鹿島谷の永井子爵邸内に在る大森貝塚の實地踏査に鳥居博士の說明を聞いて本門寺に著いたのが正午過

◇……靜かな奥の客殿で講演會を開いて堀珠師が能樂を振つて本門寺の概要を說き維當時有柄川宮總督の本營になつた事やら勝海舟と西鄕隆盛の兩傑が檜俎折衝の裏庭に臨んだ松林の四阿屋であつて薩摩原は最後の形式的談判の場所だといふことを立證された面白い話があつた

◇……八代史料編纂の講演（新田義貞の鎌倉攻撃）は古文書を引證して太平記抔に依つて傳へられた日次を訂し頗る有益な講演であつた、最後に鳥居博士は大森貝塚を發見した米人モールスは本國に居る時ワイマンと云ふ人の助手をしてフロリダ貝塚の研究に從事したので大森貝塚の報告書はワイマンのフロリダ貝塚報告書と其の形式が同じである

◇……此の大森貝塚の發見は世界の學者が注意を惹いたもので有名なダーウヰンが賞めて書いて居る、殊に大森貝塚に人肉を食ふた事が推定される人骨は注意を惹いたものであるといふことやら地震學者で有名なジョン・ミルンと石器を使つたのはアイヌであるとかないとかモールスとの間に議論が盛んであつたなどの面白い講演であつた

◇……本門寺の靈寶殿には日蓮上人其他に關する貴重な遺物や書いたものが澤山ある上人が法華經に註釋を入れたものは珍重すべきもので行間に細字で書いてある許りでなく紙の裏に迄も書かれてある殊に天臺四敎義は十四歲の時に書かれたものださうだが實に達筆なもので終の所に日本天福二年……とある大日本とか日本と書く事は日蓮上人が初めであるといふ尙ほ奥書の内に日現上人が書いたのに命祿二年即ち天文十年だといふ事があつて命祿といふ私年號（佩經とか變事があると私に年號を付けた）を發見した

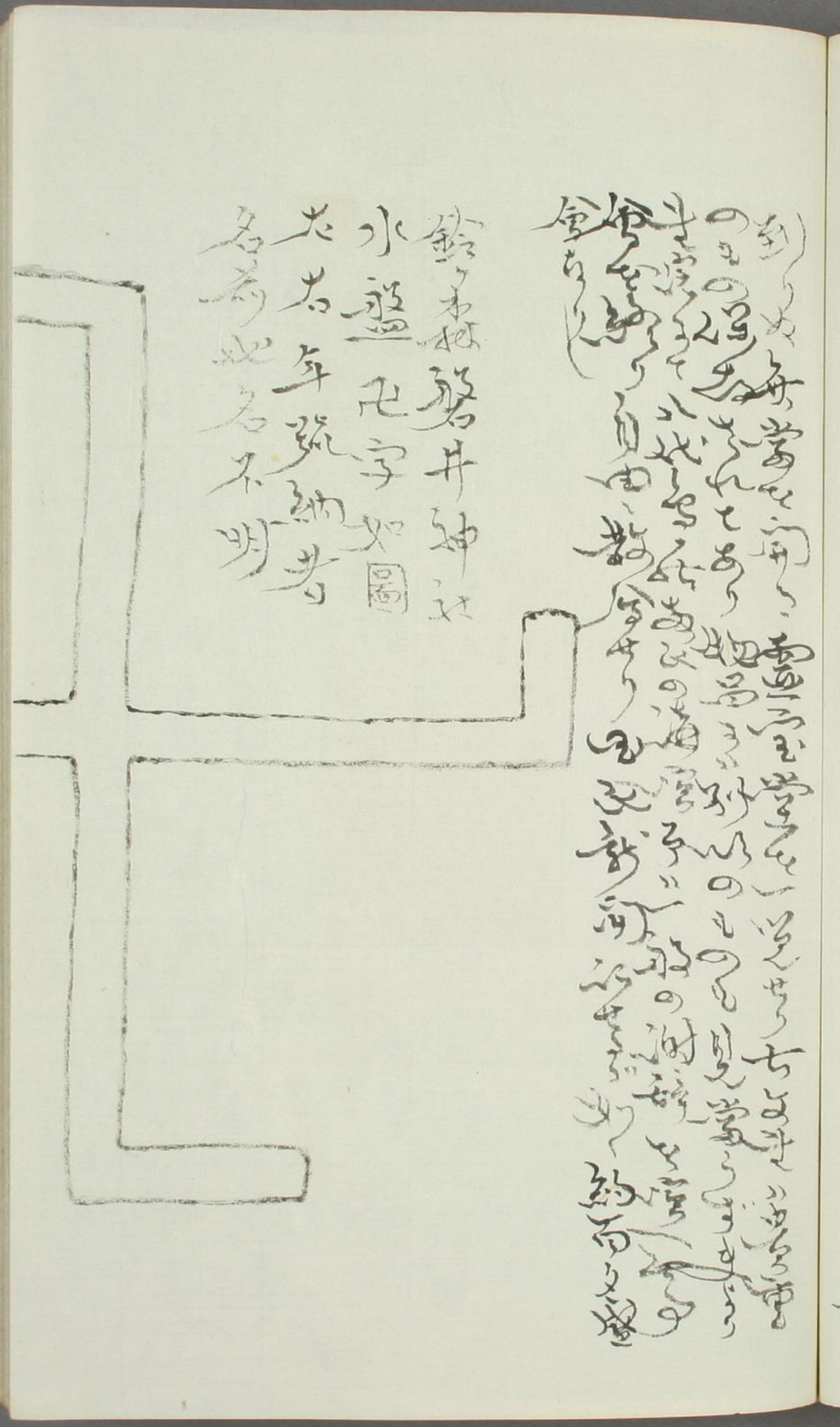

## 本門寺で講演

武藏野會――私年號發見談

◇……武藏野會では風薰る二十八日の日曜に大森から池上に掛けて實地研究やら講演に一日の淸遊と淸談に樂んだ

◇……鈴ケ森の鬼子母神堂に來るもの鳥居博士、山中笑、尾佐竹判事、上羽貞幸、石橋文學士に米人ゼフエリー、吉屋信子女史さへ加はつて約百餘名刑場跡から延喜式にある神社だと傳へらるゝ盤井神社に鐵の樣な音を出す鈴石を見たり、モールスに依つて發見された大井町鹿島谷の永井子爵邸内に在る大森貝塚の實地踏査に鳥居博士の說明を聞いて本門寺に著いたのが正午過

◇……靜かな奥の客殿で講演會を開いて堀理珠師が能辯を振つて本門寺の概要を說き維新當時有栖川宮總督の本營になつた事やら勝海舟と西鄕隆盛の兩傑が樽俎折衝の裏庭に臨んだ松林の四阿屋であつて薩摩原は最後の形式的談判の場所だといふことを立證された面白い話があつた

◇……八代史料編纂の講演（新田義貞の鎌倉攻擊）は古文書を引證して太平記抔に依つて傳へられた日次を訂し頗る有益な講演であつた、最後に鳥居博士は大森貝塚を發見した米人モールスは本國に居る時ワイマンと云ふ人の助手をしてフロリダ貝塚の研究に從事したので大森貝塚の報告書はワイマンのフロリダ貝塚報告書と其の形式が同じである

◇……此の大森貝塚の發見は世界の學者が注意を惹いたもので有名なダーウヰンが賞めて書いて居る、殊に大森貝塚に人肉を食ふた事が推定される人骨は注意を惹いたものであるといふことやら地震學者で有名なジョン・ミルンと石器を使つたのはアイヌであるとかないとかモールスとの間に議論が盛んであつたなどの面白い講演であつた

◇……本門寺の靈寶殿には日蓮上人其他に關する貴重な遺物や書いたものが澤山ある上人が法華經に註釋を入れらたものは珍重すべきもので行間に細字で書いてある許りでなく紙の裏に迄も書かれてある殊に天臺四敎義は十四歲の時に書かれたものださうだが實に達筆なもので終の所に日本天福二年……とある大日本とか日本と書く事は日蓮上人が初めであるといふ尙ほ奥書の内に日現上人が書いたのに命祿二年即ち天文十年だといふ事があつて命祿といふ私年號（飢饉とか變事があると私に年號を付けた）を發見した

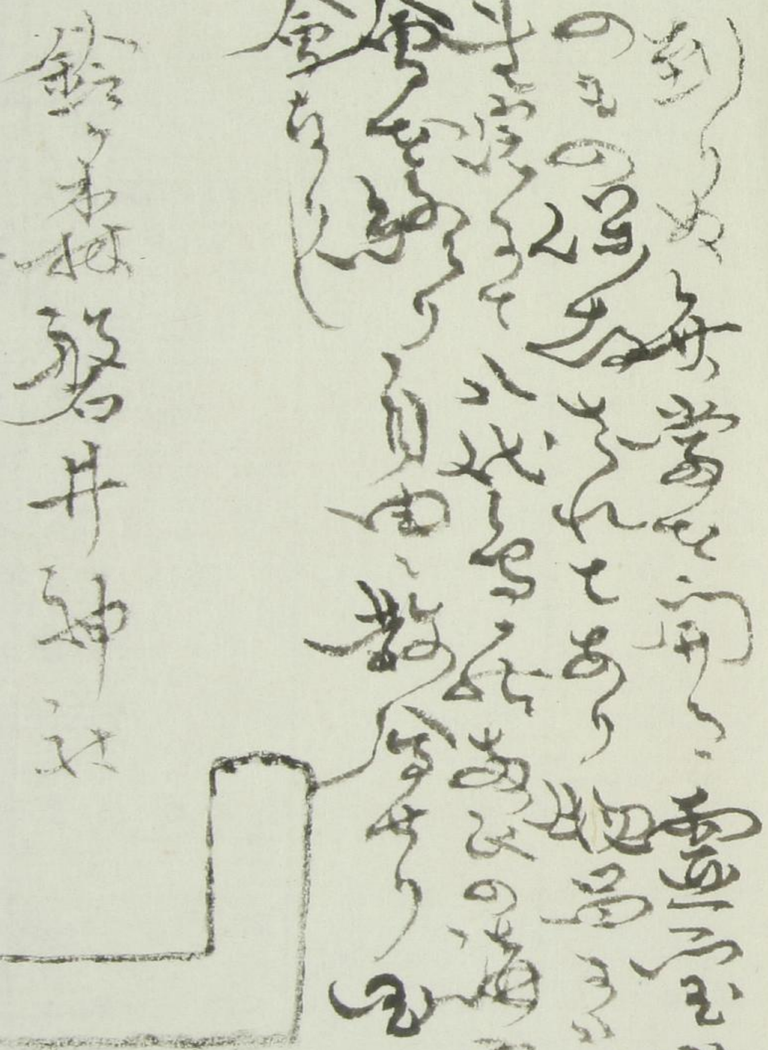

## 本門寺で講演

武藏野會――私年號發見談

◇……武藏野會では風薰る二十八日の日曜に大森から池上に掛けて實地研究やら講演に一日の淸遊と淸談に樂んだ

◇……鈴ヶ森の鬼子母神堂に來るもの鳥居博士、山中笑、尾佐竹判事、上羽貞幸、石橋文學士に米人ゼフエリー、吉屋信子女史さへ加はつて約百餘名刑場跡から延喜式にある神社だと傳へらるゝ盤井神社に鐵の樣な音を出す鈴石を見たり、モールスに依つて發見された大井町鹿島谷の永井子爵邸内に在る大森貝塚の實地踏査に鳥居博士の說明を聞いて本門寺に著いたのが正午過

◇……靜かな奥の客殿で講演會を開いて堀理珠師が能辯を振つて本門寺の概要を說き維新當時有栖川宮總督の本營になつた事やら勝海舟と西鄕隆盛の兩傑が樽俎折衝の裏庭に臨んだ松林の四阿屋であつて薩摩原は最後の形式的談判の場所だといふことを立證された面白い話があつた

◇……八代史料編纂の講演（新田義貞の鎌倉攻擊）は古文書を引證して太平記抔に依つて傳へられた日次を訂し頗る有益な講演であつた、最後に鳥居博士は大森貝塚を發見した米人モールスは本國に居る時ワイマンと云ふ人の助手をしてフロリダ貝塚の研究に從事したので大森貝塚の報告書はワイマンのフロリダ貝塚報告書と其の形式が同じである

◇……此の大森貝塚の發見は世界的學者が注意を惹いたもので有名なダーウヰンが賞めて書いて居る、殊に大森貝塚に人肉を食ふた事が推定される人骨は注意を惹いたものであるといふことやら地震學者で有名なジョン・ミル、と石器を使つたのはアイヌであるとかないとかモールスとの間に議論が盛んであつたなどの面白い講演であつた

◇……本門寺の靈寶殿には日蓮上人其他に關する貴重な遺物や書いたものが澤山ある上人が法華經に註釋を入れらたものは珍重すべきもので行間に細字で書いてある許りでなく紙の裏に迄も書かれてある殊に天臺四敎義は十四歲の時に書かれたものださうだが實に達筆なもので終の所に日本天福二年……とある大日本とか日本と書く事は日蓮上人が初めであるといふ尙ほ奥書の内に日現上人が書いたのに命祿二年即ち天文十年だといふ事があつて命祿といふ私年號（飢饉とか變事があると私に年號を付けた）を發見した

本門寺は四十四棟とて（塔頭、塔頭外）にて永七年焼失し寛
政九年建ちたる二王門と五重塔の二建物は慶長十三年の建
築にて従前建物といへる二王門は古川よりの門なりしも
ま所の勝ち物なりしと伝へこよりて石段九十六段あると
石は手持石といふものにて清正の寄進なりしとの
伝説あり代々の法主本門寺の二庭は荘の堀まで昔の大
家が安らかに地を屋敷の周囲に持ちて防ぐ為め用心の為にせし

足利の鑁阿寺の如きは無例なりと伝へられたり
一門の新しき悦の筆なりと其の業山の業寺火を避け
築きたりしが後に成りしといふ文本門寺の三字大いにあり
字行艶ならず集字の書なりとの説あり
古文書中に永禄二年より天文十四年なりとも書
せるあり
代々の将軍家は義貞の旗を見に去らず古文書の年号
文とよりて家へられしなりし義貞の旗は元弘三年
五月十二日なり由良の古文書に五月十一日武方にせしめる事
の文ありと義貞旗をいくしたる此方の前に立てたり
鎌倉街道の義貞軍勢の通りし所は上野より足利の新田の
西へ向ひ更に西へ本庄へ出てそれより東へ将軍塚附近

大正十一年五月廿八日

大井
入新井
池上

# 附近案内記

武藏野會

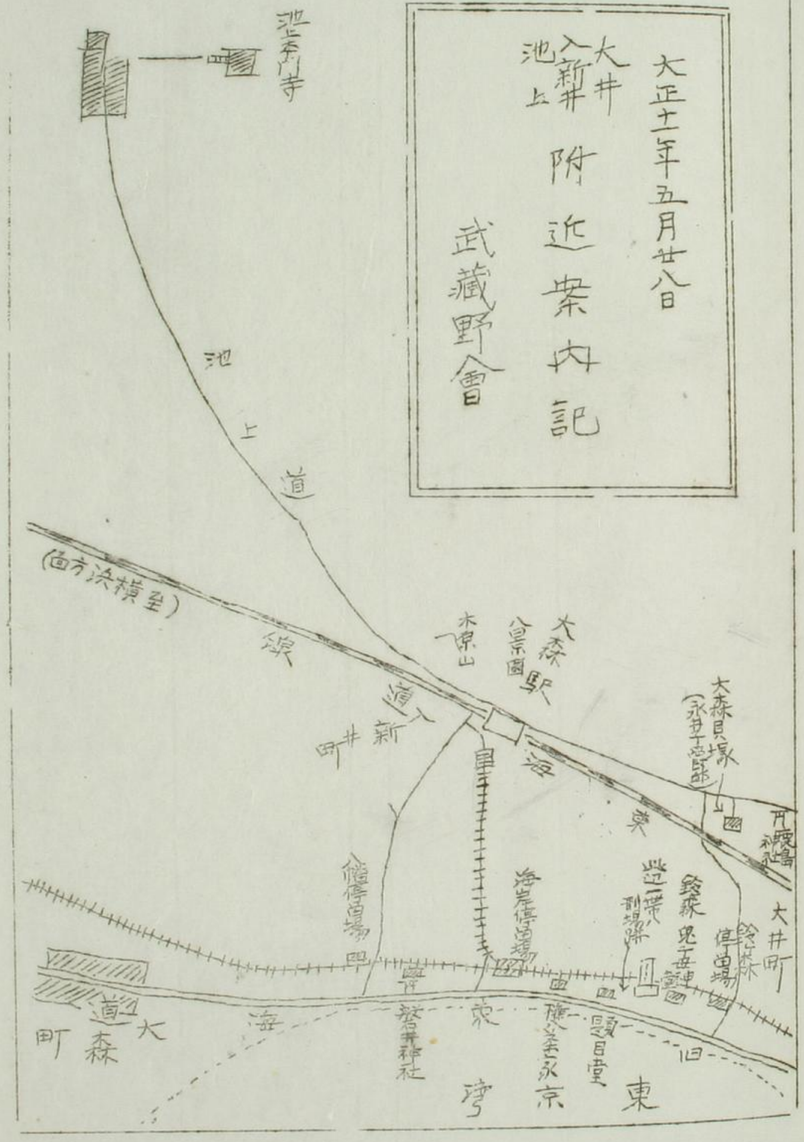

◎刑場跡　俗ニ鈴ケ森ト唱フルモ實ハ大井町字一本松（海岸左松一本アリシ故）トシテ所ニテ鈴ケ森ハ磐井神社ノ森ヲシテリ東海道ニ沿ヒテ南無妙法蓮華経ト刻メル大キナ石塔ノ建ツ所ガ刑場ノ跡ナリ、塔ノ側面ハ衆罪如霜露慧日能消除一切業障悉皆從生ト背面ハ元録十二戊寅暦三月中浣五日願主法春比丘尼谷口氏ト銘ス慶安四年一段ニ畝ノ所ヲ刑場ト定メ丸橋忠弥ヲ初メ刑場ノ露ト消ヘタルモノ幾何ゾ殿洲トノ間立會川ニ架スル橋ヲ涙橋ト称ス又恰モ千住小塚原ノ手前ニ涙橋ノアルガ如シ大井町字山内ニ舊長吏ヤリ刑場ノ用ヲ達セルナラン殿洲ノ茶家（洋瑠璃お駒ヲ三鈴ケ森ノ段ニ見ユ）ハ今ノ川崎屋ナリトシテ旭松庵トシテハ維新ノ際幕府ノ士渡辺林蔵カ警者ニ扮シテ有栖川総督宮ノ帷幕ヲ犯シテ擒ヘラレ梟首サレタルヲ村人憫ミテ祀レルトカ傍ニ鬼子母神堂アリ循血館トシテハ砂風呂ハ所ハ家ヲ建ツルニ當ツテ殿シキ白骨出デタル故他ニ花井ヲタトシテハ屍体ヲ埋メタル跡ナラン

◎磐井神社　鈴ケ森八幡宮トシテハ嘉陵紀行ニ道ノ西ニ鎮座シマス（畧）後ノ社ニ鈴石トシテ大サ二尺計色青毒シテ其ノ音鈴ノ如シ（畧）又社ノ坤ノ隅ニ烏石祠アリ、コノ石元麻布善福寺ノ下三田ノ方ヘ行フ處ノ三辻ニアリ形鷹ニ似タリトテ鷹石ト名ヅク（畧）松下ハ藏トシテハ人世石ヲ數金ニカヘモトメ石ノ名ヲ烏石ト改メ名ヅケテ此ノ社ノ鈴石ニアハセ祭リ烏石祠ヲ建ツ（畧）トアル、高ホ鈴石ニ付テ頭注ニ左ノ如ク書入レガシテアル

己卯三月ごろの神主は鈴石のことを問ひしに、前に其事申入れ有しとさしかゝりて近頃、ようやくはいへり神前におさる事もありしかど近頃、ようやくはいへり神前におさる事成難し昔なさ扉さしかためて常に置といへり、

又タ此ノ社式ノ神名帳ニ載スト云フレトノ注ヲモ記入シアリ

◎大森貝塚　大森停車場ヨリ北二丁（實ハ大井町字鹿島谷トシテ所ナリ）鉄道線路ニ沿ヒタル西側ノ永井子爵邸内ニアリ明治十年米人モールス氏ガ帝国大学ニ勤セラレ未朝スルヤ直チニ米国ニ在リテプロリダ貝塚ノ調査ニワイマントシテ人ノ助手ヲ為セシコトアル故日本ニモ亦貝塚ノ存スルヤ否ヤトノ考ヘヲ持チシカバ横濱ヨリ上京スル際汽車ノ窓ヨリ眺メ居リシニ計ラズモ全所ニ於テ貝殻ノ白ク散布セルヲ発見シ其後大学総長ニ進言シテ之ガ発掘調査ヲナシ出タルモノハ

石器、土器、土偶、土版、石鏃、骨角器、人骨、デアッタカラ日本ニモ石器、土器ヲ使ッタモノガ居タトヨフコトガ初メテ判明シタ今日ノ人類、学先史考古学トカヨフモノガ此大森貝塚ノ発見ニ依テ科学的ニ研究サレル様ニナッタノデアル故ニ記念スベキ遺跡デアル

◎鹿島神社　大井町字鹿島谷ニアリ安和二年（約九百五十年前）ノ鎮座ト傳フ、境内樫、杉、樟、老樹繁茂シ神寂ビタル所ナリ杜牧齋景山ノ碑アリ、其ノ裏ニ此ノ社ノ由来ヲ刻ス天治二年ノ銘アリ将軍御鷹鳥狩ノ際立寄ラレシカ正保二年ニハ別ニ境内ニ茶室ヲ建テントカ、約四百五十年前ノ鰐口アリ

敬白　奉寄進武州荏原郡大井郷鹿島宮鰐口寛正四年癸亥日福松丸敬白

◎木原山　池上ニ行ク途中薗八景園ノ南ニ続キタル山ハ木原山トテ仕官ヲ求ムルトニフコト吉加陵紀行ニ見ヘタリ、約三十年前迄木原ノ子孫住セリ又々大森駅ヲ距ル西方約十町ノ所ニ馬込ノ貝塚アリ

◎本門寺　池上村字下池上ニアリ、日蓮宗ノ本山ニシテ長栄山大国院ト称ス、領主池上右エ門大夫宗仲ガ日蓮ノ徳ニ感ジ其ノ邸跡ヲ精舎トナシタルモノナルガ弘安五年十月日蓮此所ニ入リテ寂ス境内六万八千餘坪老松古杉蒼鬱トシテ茂リ眞ニ絶塵ノ境ナリ門前ノ石階ハ慶長年間加藤清正ノ寄進ニ係リ九十六級ナルハ法華経寶塔品ノ偈九十六字ニ因メリトニフ、五重塔ハ慶長十二年将軍秀忠ガ乳母正心院ノ願ニ依リテ建立セシモノニシテ鈴木近江守長次ノ手ニ成ル、仁王門ト共ニ特別保護建造物ニ指定セラル

日蓮上人ノ廟所并ニ骨塔ハ邀加堂ノ後方一丁餘ノ所ニアリ又上人入寂ノ所ハ今本行寺ト称シ上人倚リ掛リノ柱トテ信徒ノ宗敬浅カラザルモノアリ

境内ニハ池上右エ門大夫宗仲夫妻ノ墓及狩野探幽ノ墓近クハ日宣ノ墓等アリ又最近ニハ日宣ノ銅像ヲ建立セラレタリ清正公銅像ノ背ニハ公ノ五輪、塔アリコレハ紀州侯（徳川頼宣）ノ室（清正ノ息女）ガ遥拝所トシタル所ナリト曙樓ノ地内ニ木下順庵ノ墓アリシガ数年前他ニ移セリト

## 附近ノ名所古蹟案内

調布村鶏ノ木ニハ板碑アル光明寺アリ矢口村ニハ新田神社、六郷土手ニハ古川薬師、六郷神社（境内ニハ頼朝旗建ノ老杉及梶原景季寄進ノ石橋並ニ手洗鉢アリ）蒲田村ニハ女塚アリ（女塚神社トモ新田神社ト因縁アリトカ）附近ノ字名ヲ女塚ト称ス、蒲田ノ梅林ハ京浜電気軌道ノ沿線ニアリ

異形の石塔の墓石

上総世良田長楽寺
元和の銅燈

板碑の系譜は遠い昔の初に及ぶものなれど天正十九年の板碑と大里郡[illegible]村の[illegible]十三年の[illegible]の[illegible]の石塔の墓石が最古の[illegible]のものなる[illegible]

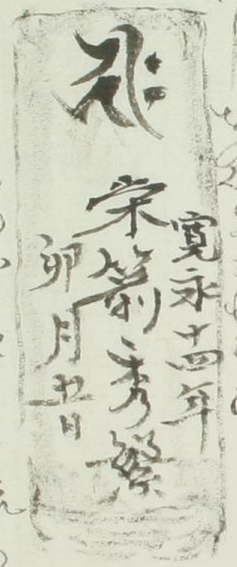


[illegible]寛永十四年の[illegible]は[illegible]の下に[illegible]古風の[illegible]墓[illegible]

[illegible]寛永十四年[illegible]

[illegible]

[illegible]

高野の銅燈籠あり石塔の上に立てある立派なもの
由中西氏図とかきたるもの
奉納燈籠東照大權現御宮前
元和八年歳七月吉日　秋元摂津守藤原泰朝
大工　中川氏

永和の一字一石塔

四隅ごとにかくのごとくあり
高野南部に永和の一字一石塔あり其銘文を室井氏にたのみ
二行に失墨しあり

南部大經一石一字
永和二年　泰朝
実相とは何ぞ　諸法の実相
諸法とは何ぞ　実相

足利尼夢錄

足利尼夢錄

足利の尼夢錄

足利の尼せんぐわは高野特許と稱するものと其理由

は足利の風せんが始りは他の風箏錦と異なり赤黒二色よう
成りたる古風を継承せしものにて他に数例なき特許を
得たるもの汚を足利の丸に原風にて同じの汚を古雅
にて古風の物也と云ふ実に好き物あり
なりしことを知るに足る 明治廿年十月廿七日

## 長崎の正月

長崎の正月
年が明けると西山口のほとりに一家が独特の妙技をふるふこれは
チャルメラを吹きならずにこやかに太鼓
を叩き節廻し町々をまはりチャル
メラはチャルメラの転訛せるのなりといふ 諏訪神
の神楽が初まる音頭二枚
に顔をかくし手拭で顔を覆いたる女達大黒舞
一軒々々と尋ねめぐるこの中に烏帽子姿の万歳もある

此日より焼き未綿カッパに赤未綿の脚絆黒板など
て立ちて拍子とりしくもかく蜂に目を薯し家は
清められ手掛台やすわり鰯などの用意をなす
手掛台とは三宝に紙を敷き橙一葉それぞれ飾りもの他
根松橙昆布串柿包塩等を載せこれを家の前
に出しおせば客はこれを手にて撫するのこ見守
め元に手掛台とすわり鰯とは塩鰯あちカラかき
を腹合せにして二枚毛をさしてなきたる小皿の上にのせた
ものにてこれも正月のものである この風は今で
に皆ほぼありて特殊の風習に用ゐ居るなし
とてふことであるこは平常使用せし茶碗皿の如き家具を
元日は用ゐないといふに茶碗の器を取り出して使ふ
元日には無性の家具で一年中使用したる器を使ふ

こゝまでゞある
二日は書初 讀書初 彈き初 初荷 賑かなりすなはちに
寶船賣とては先の年もめでたく宝船が時る所に縁起賣の
と云ふは町の大家までいせの魚屋が丁寧に正月の
初夢の詞を述べてまわす宝船を丁寧に答礼して
宝舟の上に紙包の一封をのせてこれを戴いて賣を受ける
儀式と言はず買ふ先にてそれをとおめす一見商賣で之
正月の贈物の如く勤あるこのならひ
を呼こみそれを選んで買ふ然して値段は一般とは同じく定
めないのである 縁起賣が来ると今年の便用がよい
ゆえる信達は縁起賣の来る事を喜んで気にするなり
三日は所年齊の繪馬行事あり廿日より始る四日から
一般の繪馬 九日は問屋町諸方への繪馬までなり
表紙　大正十二年

大正十二年未
流行りもの

大正十一年の未から成しく新しき流行の目立て来たのは
少女の洋服　若き女の手提
学生のソフト帽子と白ヅック製の手提　女の
大形の束髪　白黒とも宝石入りとその
男女ともに腕時計　栗色の皮靴
猶は物事を萬年筆
若がえりたる言ひものを美しく候こと
性に関する書籍
男持ステッキの洋傘　女子用ねまきの介
セルロイド製の玩具　又煙管　錦魚　達磨人形　其他
宣傳ビラを撒く　商業とその用に撒布することを
夢山の手まで見物するものを示せるものは下町通りにはならぬ

越後と種物の煙草の呼稱と
ちがの苗賣の呼聲

ほうもの有るうすもうん
越後より種物ゑぶ各種のたねとうのいもの呼聲と
如意寶珠に記せるとおなじ
キウリー ノタネヤ ナスビー ノタネ トカナスビイコシ
サヽゲーノタヽネ、
今ハ京ヨリ苗ハ稀トなし苗賣の呼聲 却説の煙草
と同様な言葉に弥〻長く引延て呼はる夢草の如
何にもよく長くとゝ思ふ
キウリノナイヤ ナスビノナイヤトカガントカナス
レイシ オシロイノナイ
如何も春の氣ぶきらふすこれとゝ共に苗のかく
氣も迫くとなるものなり

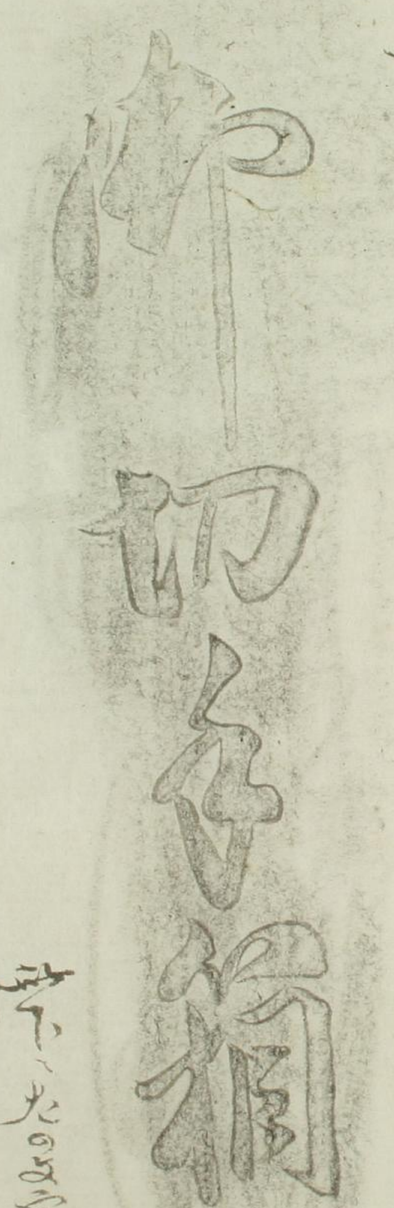

煙草賣より女中外おてゆの
せる紙片と箱かぶせ墨黑塗文字朱
書せるのなり
このよ字畫物写すわるとなる

箱の形

月中の兎と蟾蜍

月中に兎あり蟾蜍あり文選に曰く桂樹あり兎蟾蜍あり

那人区区[illegible]漢武の兎園[illegible]

[illegible]の兎[illegible]

唐元道士有兎行[illegible]天帝詔之[illegible]西國

食捨身火中天帝聞之取其焦兎置於月内

今月来一切衆生擎目瞻之知是道士[illegible]行

蒸之[illegible]

大平御覽曰五經通義曰月中有兎與蟾蜍何月

[illegible]蟾蜍偽也而与兎並明[illegible]

同書同巻唐[illegible]擬天問曰月中何有白兎擣藥

酉陽雜俎二長慶中有人[illegible]八月十五夜月光

屬于林中如匹布其人尋視之見一金背搬薑

疑是月中者工部員外郎周封當說此事意人姓名
同書一舊言月中有桂有蟾蜍
故異書言月特高也西王母下有一人常斫之樹創
隨合人姓吳名剛西河人學仙有道謫令伐樹
淮南子に羿請不死藥於西王母姮娥竊之奔月
に仙人ありて得たりて月中に入り月の精となる搜神記天文
靈憲に月の精たり姮娥ヲ竊ミ以テ月
中ニ奔レリ將ニ往カントスルトキ有黃ニヲトシテ
ク告ケテ曰ク姮娥ヲ歸ス妹狐ノ將ニ西ニ行カントス天ノ晦ヲ
逢フ勿ク勿レ恐ルル勿レ後ニ十日ツ弓ナラントヲ姮娥家ニ身
ヲ月ニ託ス是レ蟾蜍トナスト謂ヒ月中黑影ヲ為蟾兎故相沿為月三代名古說
三五明月滿四五蟾兎欲缺

月と兎の影月輪中の黑影を兎と
見のつよりなら月と兎とをこそ
云ふなれ也典よりなりしとて
云ふなれざるしなりこれを諸の月と
兎

（兎を月とかえるまちがいのようなもの）

生徳者書名古書
天應元年ノ書
東西南北大小洲嶽
群像髮鬚
文文頭工
成雖移色起居不同
文文而立之
生徳者書名古書 亡古より伝へ
あんど古書 其徳西
記云 同九月二日天午王之晷
刻木作神 相對安置凡歌
鬼髮鬢 毋無髮以丹塗身
起居不同 異類或名
瞬下腰 ☒作女形對
立之 刻繪陰陽構几案形

其前置不器所其三宝懸鏡并礼懇勲 或
捧幣帛或供茶菓 或神 又称御霊来如何
祥時人言之也
頭注 或記 拾小野宮年中行事引昌外記日記也而同書
為元年事 ○二日年中行事及一本作一日
又拾一本又一本年中行事神
懇勲一鈔本一本作般勤
○或 拾一本及年中行事御
此中に注意すべきは近日と京の近日と
時人言之の時人なる者し生随分家并 此以前より
行すれとあり なら近日なれ 言之者の文と行すべき
若ひ 当的起りなる言の凡俗よりなるひ
古俗始意 行すものの況なるすべ別なるすべ

女帝と道鏡と大さ

前に拾遺の記せる生強為家并のことを記せるは
女帝と道鏡のことを引たるは家并のものにて
祀られあるものあり 人並なるものの大さを持ち所ありと
なるか又道鏡の大さをもしかるべ
これは古事談より云ひもせしなるべ
古事談 称徳天皇 道鏡之陰物不足被思召
薬師作仏形令用之間 此説云々 仍腫疼
及大事之時 ○ 面妖 ○ 奉見云々 帝疾
可命身堂由 取之 ○ 美女中 ○ 石川 ○ 抜也云々
勅 尼 ○ 無 ○ 帝
これから考まり 薬師と以て此なるは為大なるもの
思はれ ○ 況

蠟牧高標集の高牧

蠟牧の高標と題する所以は三千年の昔大唐の東方に当たる日本の国に人皇第十代崇神天皇の御宇に蠟牧の将軍と言ひし人ありて竹清江の義と云ひ伝へ

序文

世の中ひらけるまゝに発明なるもの数多き中に蠟牧なる英雄なるものあり（玉成は俗称安川平右衛門と云ふ出羽の正蠟吉に華の三千年の歳）

年の生れと同じ日本の文化今明治三十年迄九十年なり然れども蠟牧のもつて生まれし人共歳ひの発明とすれば蠟牧の生まれし年より古かるべし

続て出る国策此芽刈の初年より三年後ち二三年にして外国貿易の始まる日本の蠟牧は社を設けしと云ふ一説と

すなはち二説ありて発明なるものは蠟牧の生まれし年より古かるべしとの説と蠟牧の生まれし年より後ち二三年にして外国貿易の始まる日本の蠟牧は社を設けしと云ふ一説とあり

蠟牧の生まれし年より後ち二三年にして外国貿易の始まる日本の蠟牧は社を設けしと云ふ一説とあり

稲妻は一雨と

[illegible]

けんさ

この序文ありこれは蠟牧ペイパを始めしことあるべしかのペイパのことなれば

蠟牧の初能く絶大の用を為すあるべきはずなり

蠟牧の二者なるべし実にこの二つは世界文化に弱して

活教利害の大樹を拡らしものにして

楚人の一炬は三千の美人と共に焼滅せし高唐の

御製をうま民として鼓腹をわたしも〓〓子
は古人墓前によりて其切清めを備へて〓を藻
碑を立らるれども碑枝にいたりては未た何人
こらが為る表柱をも立てしことなし今や茲に土
成ひるる時人あり石は縄にて庸のわたにひくえ文座は
矢大臣の腰掛にて安じ朝夕の顧客に對し茶碑
松の切田を擬し廿冊を作りて紀念となしとの
御ちろれなり古聖曰幸に忠なる者は大幸
に忠なりと其成の人といひまるこれにより
をそゆづきまの字
大正十一年五月晦　共古述

こんな事を書して後る似序を子の文と云ふ人の〓〓〓〓
をは高ら〓〓〓〓

御行松及根岸辺の古跡

根岸の行松　中根岸芋坂より谷中村水帳に大松と
いふあり　これならんとの説あり　回国雑記に思ふの国とぞ
詠じて松原のありけるかげに休みて
霜の後あらはれにけり時雨をは思ひの国の松もかひなし　道興准后
此歌の松が行松なるをの説もあれども今の中根岸
にありし松まてあらん〓〓〓〓〓〓
す載せず　以上文政以来〓〓〓〓江戸砂子
には松の文木を記しあれど御行の松〓〓
又松の起りは〓〓〓〓御行の松〓〓
御行とて寛日前毎朝〓〓〓〓〓〓
廻らせ〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓
依て此人御行の松といひしと〓説是なりと覚ゆ

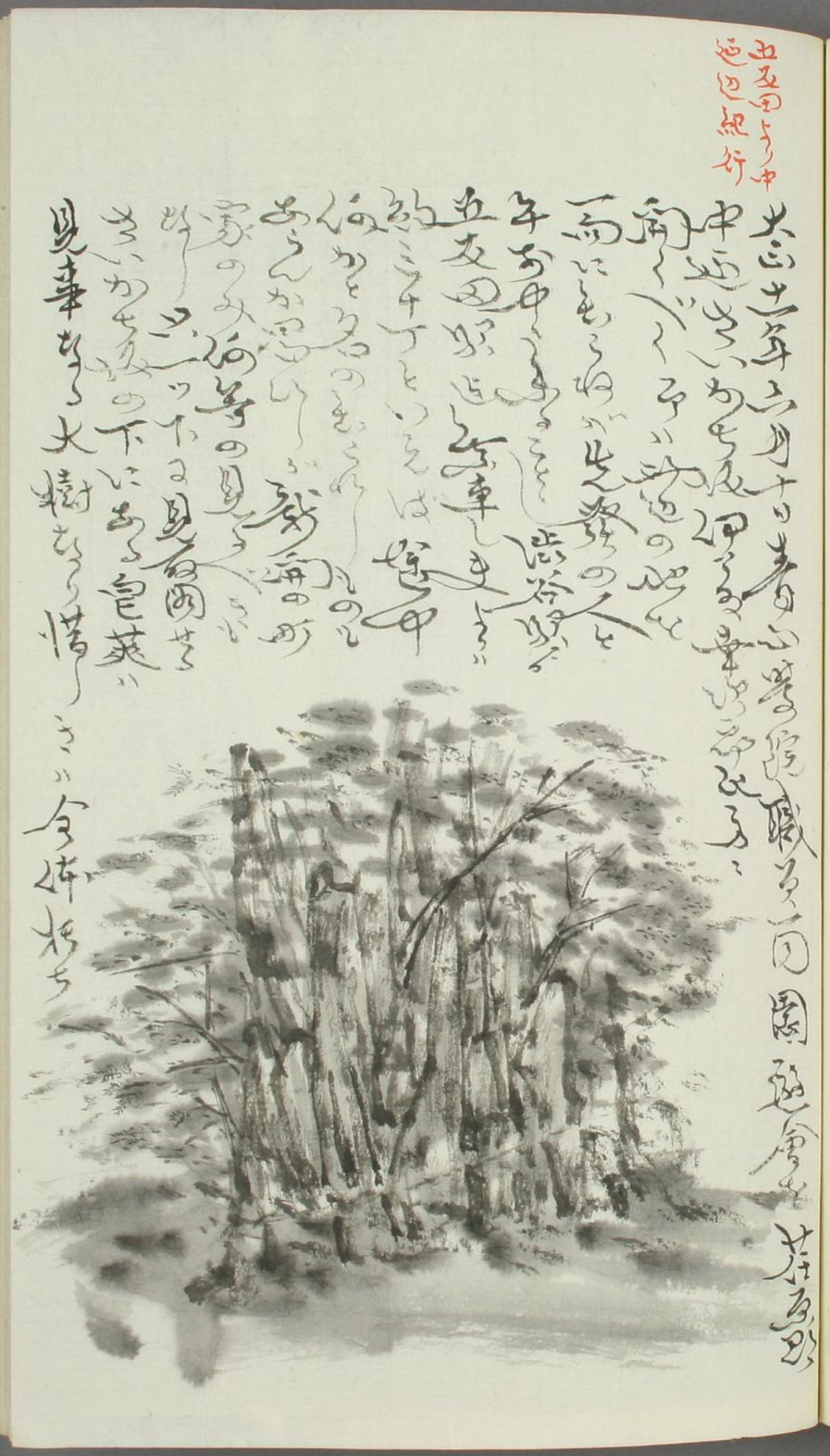

文政十年六月十日者の山寺
中道さいかちの原伊勢屋
角くべくてかの道の此と
一向にもらぬが此数の人と
年ぶ中くるくるしく岩谷野
五友田野ぶ五友車しまく
的ミチすとうそは笹中
伊かとろのもらの
あらんかぶしい茂角の町
家のみ伊等の見ら
ぶ二つ下る見面さ
さいかちの下にある皂莢
見事なる大樹なる情
今体杉ち

大樹なりと周圍を計るに六尺餘ありと云ふ此樹は周圍より蓄
ふる所の水にて枯ちたる周圍より蓄
三百年余の老樹と思ふ一体大樹は多くこの樹の大樹は多くこの樹
青森縣弘前城の大皇英　茨城縣行方郡雨宿の
の富山縣二荒山の松杉の樹　なるもの多
三樹は本多侯の老樹　なるもの多
古物庭中に有る桐　なるもの多
二年の銘あり此道の角に立像石地蔵は言ふ保
大永の年號も其地に慈恩寺　地蔵は縁起本札　あるなど
文延寶の年號　庚申塔　あるの類
列して人名あり寛文五年の銘
面白きものなり　庚申の電話あり

前元さいかち坂行く途中　中迄山路なる坂　少しく平坦道の
左に孟宗竹の藪あり寛政年間社の　山路なるとこ
落殿図より其種竹を取寄せ　孟宗竹
が若干此方の名産となる
竹が自然に寄し　種の竹
丁度所なる面白くせる面白
男女とも白地の手拭を結ふ　通り聲
アメアメヤシデクレ、アシタハテンキニナツテヨクレ
といひつゝ泣くなり
昔猫盲目なりし時　昔猫
夢を見中夢　二百年
枯れ落　尾花所より
ガスセ引

夢のうめめのゆく人のことなるを解せざるを
迷の間家てこにとりて日の面影とりてわくこころ
ゆく夢ととりて牡丹花がすがすと拾くことなしと夢中
に感ずと云ふ



さいかち
牧の
皂莢
の葉

皂莢の
莢如

和漢三才図会 さいかちの切能を洗くるもの也 皂莢
言異ることを載せず 樹皮莢如槐葉瘦長而尖枝間多刺
本綱皂莢樹其葉如槐葉瘦長而尖枝間多刺
夏開細黄花結實有三種一種小粒牙一種長而肥厚
多脂而粘一種長而瘦薄古煙不粘以多脂者為
佳其樹多刺難上采時以竿栢其樹一枝自為
亦一異也有不結實者樹一孔入生鐵三五斤
泥封之昂結莢人以鐵石槌皂莢即自損鐵碎
之久則成孔鐵鍋鍋鐵之多煙片為皂莢與
鐵有感召之情邪其實見有黑有赤孔而束有異形
但狀如草莢上青赤黑難見而
莢内弱之白絲之言也莢末端之如下部之細之生

雨と獄に入らる

[illegible]

スミツカリ

[illegible]

[illegible]

大宣ライリテ酢ヲ地ケルヲ僧ホナシコ酢ト被問ヒ[illegible]
言四ヶ所酢ツレバ酢ムツカリトテニガミテヨクハサマシ[illegible]
スベリテハサマレヌ[illegible]

[illegible]

[illegible]

建保の松明

八人藝

後世作り出羽國に能成はゝと中ケリ又奥國に無萬蒲世月世日水草同事トテカツミヲ敷テ後ニ草ケリ其後國司ヲ今如此

草水草ニ云

相州鎌倉雪の下に建保の年号ある松明なりと

建保の年号ある松明なりと

此所に高座を設て八人數と云ふ者共とりしが八人數と云ふ者共とりしが名人ゝ名人ゝ名人ゝ

蔵西世三観世音　元禄年間砂子清にて改む
江戸最初二世義　元禄四年
石ノ世ノ義　浅草九寺　宝永六年ニ砂子遷立
金銅座像　二世義　砂子元により宝永より宝永にて
八角形
山ノ手三所観音　江戸砂子
本所五百羅漢
真ノ九品仏
芝高輪　五智如来　江戸砂子
江都三十三ヶ所観音　江戸砂子
九品仏　浅草寺　江戸砂子
近世三十三ヶ所観音

八十八ヶ所弘法大師　宝暦五年浅草山の上へ本願より移す
稲毛三十三ヶ所　江都三十三ヶ所　宝暦十四年
八八橋　江都乃近郷の六社　鉄森　三田金王　千駄谷　大宮
百観音
二十五天神
七福神　上野山近　向嶋
千社参りは始なり　千躰地蔵　千躰の
弁才天　数珠　なり
行脚集　提燈とも是なり
優劇　猪熊　行脚集　提燈とも是なり
八幡　火袋　常陸　ちん　つくしあんどん　日向　へこ
凡て摺物の名は多く社邪の例なり　摺屏風　摺扇の類も
是なり　とくに新て　男根のこと　へノコとも

へノコの名称の起り

前人後人

信州の狐の俚諺

信州の獄芝でも寒い祢やうなや足袋をはく

廣和の七不思議

廣和の七不思議

坂の大蔵、古川の狸穴、狸穴の婚礼、火事坂の横腹、秘蔵

なの泥蔵　東京の一本足　廣尾の馬鹿ばかし

半鐘上の守の大蛙　廣尾の馬鹿ばかし　廣尾の馬鹿ばかしとは

廣和の井戸の二ツ坂の坂の坂下に所なくこれあり　廣尾

の馬鹿ばかしとは廣尾にこれあり老婆の女人村の者の

離なの祝ひ古し所なのぐ風の山ゐる海ゐ

東京名所夢餅

東京名所せんべいの揚形

九段招魂社開設の大鳥居出来ざる時

両国常設角力館出来る時

隅田川に屋根舟あり今は芝時ゴロ舟とあり

上野清水観音堂こんぜ

武蔵能所の名所梅のヨシンジヤモンジヤと
称する樹あり世人カノコギとそうす本多摂津
ホソバタフとそう木なりと世に云う人の見聞ニアハミテ
金なり

能のヨシンジヤモンジヤ

宝山

世に言せる枝ら言葉

江戸時代の西ある言葉なるの詩と云ふ言葉武
浩郎氏のかくとりて居ることあり其例と解とを先に記る
す

忍れ谷の老る四神
下谷入谷い見る四神の名ふさ堂あるめ天ちてこそのなり
氣がもめの吉祥寺　乳がもめは駒込の西ある吉祥寺
出世一の大寺なり
湯島の二夏人寺　湯島の天神ともぞ
腹はチヨピリ数寄屋の岸　腹が少しく寄ちにあり
てかくそう
塩と塩の小路　うそをつくとそうと嘘
智恵も技巧の小路　智恵も技巧ともかけしなり
四谷の長屋四の住居　技能のある山の住居の人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

楊井成明之
自刻々彫
楊形

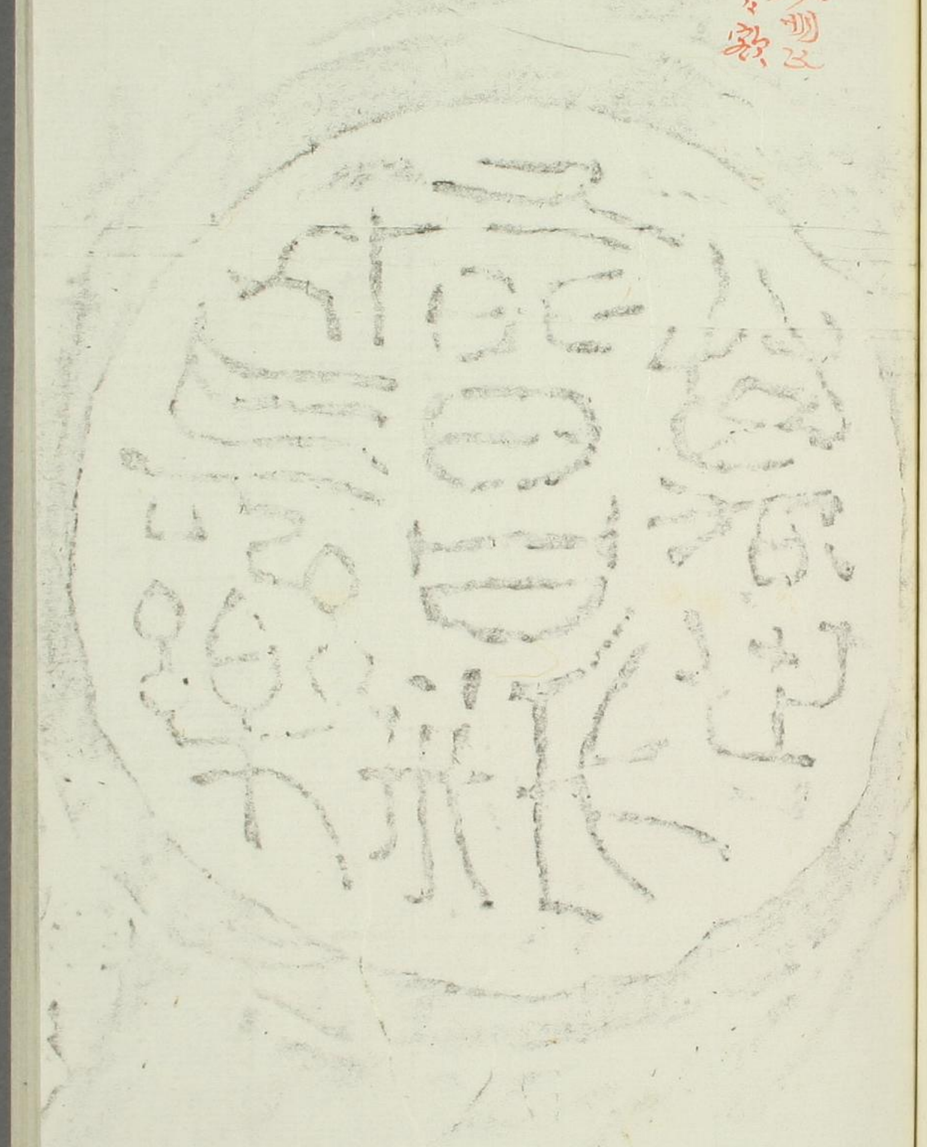

ぬつから藤井できがもれたらい
がもんなりいところとなりこれまでは
もらめめこの子なりとなりもせ
ゆこまち大弁ひこうの此の間すう縁深なれと御ちゃ此ところの
ものもあるとこう
めんいこん信濃の善光寺　世間
しこうは此ちり　見忍しなと信濃に此の間まで
只体　急ぎでは此ちり若京
欲まぬど急ぬど腹が立とこうこの
はらはきたいきはまばら　腹い立と来たとこうこと
なるぐ百姓の北山とこう若京より北方此方百姓の　此方い
木のこぐなるとこう　木ばすくまちの此方こうなるとこうこと
かるぬ言葉ばこうこう　発音して此方こうなるとこうこと
行はんこうこう見ぬこうこう　此方こうこの特色とこうこうか

本居大人歌集の歌の内等は
三上参次氏の所蔵として氏は其の
原寸大の写真を撮りて摹刻せり

昌世 安廣 本居大人 記念文庫

無〇億〇年 疆

武義野話の著者と所見

武義野話　初篇三冊文化十二年四月出板され同二篇は
文政十年三月刊行され三篇以下五篇迄刊行のごとく
りも好みあるとも多く故初篇二篇とをそれ二冊づつ板され
し以下は毎年一冊づつ板行せり書中に板行の年月を載す
八本ち絵図七葉ありち文書ち仏像を載す文章に
関しては著述の田舎の神事ホリリと唱ふ古風の俚謡
及ハツセとゑびす講社の神
などがれも古風なる物なり
三篇以下ち板の計畫なりしも不思議なり
武甲山は日本武尊を埋め給ひしなり武甲とつしりとの
説なり武光なる者の
四郎の職等の事ハ

能はずしと言葉禍のるの法の方陵の方陵紀行に
紀行[illegible]ハ[illegible]信じて[illegible]の人こ[illegible]せ[illegible]ヨ[illegible]山心の[illegible]
元と異なり二[illegible]所[illegible]元い[illegible]ヨ[illegible]
[illegible]が元[illegible]
[illegible]
[illegible]

門人小玉を
徳栄寺に
下

寛政四年二月いたり文千考と其序文が
樵園頼親が記されたり文藤之丞板
門人小玉を徳栄寺に下
其著書に述懐話一冊女考紀補注
一冊女訓附注一冊琢玉斧曼筆三冊琢玉斧詩文集
詩文四三等あり琢玉斧子板にて刊
寛政三年に寛政書畫譜巻に
琢玉斧子板にて刊
寛政書畫譜巻
寛政四年女考紀補注
寛政四年に文千考と其序文が
刊本にあり文藤之丞板
刊本にあり文藤之丞板
寛政二年に琢玉斧詩文集
ときけど定のるべし
示さるべし
寛政二年の
に文政二年
文政二年
刊本
刊本吉原小嶋田筑後文
刊本吉原小嶋田筑後文
刊本意は

ゆるき板後に
刊本意は
寛政三年
寛政三年
再文政二年
再文政二年
しいり屋
しいり屋
秋義板
秋義板
ホリ
ホリ
載せ
載せ
の意
の意
の意

砂いの将
蔡火多人
藤吉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の年代

[illegible]

江戸の一里塚

[illegible]

朝妻橋の碑

[illegible]

温故堂の碑の主

[illegible]

武蔵野鈔道のほとり鈴能に至る宮市茅名の社寺名跡及里程

武蔵野鈔

[illegible]

武蔵野[illegible]

[illegible]

緑馬　緑馬城跡北八丁　而宮神社　火根　下駄表

八丁　子の持明　西十七丁

石神井　豊島城跡南七丁　三宝寺池　東高野東三丁

豊田園　南一丁

原宿　妙福寺　南四丁　福泉寺北二丁　小石井橋

片山の滝　北十八丁　平林寺北一里

東久留米　浄牧院東北二丁　大円寺西二丁　豊平橋

如意寺二丁

新光寺 西十二丁 北條氏照の墓 北二十丁余 如井村の

長谷寺にあり 神明神 社 西廿四丁 藥王院 北西十丁

新田義宗草庵の地と傳ふ 村山絹 三富甘藷 蘭

西新井 いま指方義場 旭ヶ谷八幡宮十二丁 八國山將軍

塚 西十七丁 信越甲駿豆相武七の八國也 荒畑の新富士 十五丁

北野天神 西十八丁 山つ觀音 西三十丁

三ヶ嶋村 中氷川神社 南廿一丁 狭山茶場碑 南廿三丁

堀兼の井 北二十丁 慶寺 一里

豊岡町 愛宕神社 南四丁 人保稲荷 南十三丁 扇屋 金毛

根本山藥師堂 八丁 黒須 廣賴神社 二十丁 廣賴村にあり

笹井 觀音堂 廿八丁 水富村 廣福寺 一里余 入間川 西北廿丁

弟子 川勝寺 十丁 高正寺 西四丁

飯能 天覽山 十三丁 能仁寺 十丁 多峰主山 西北十八丁

重忠の墓 西北十二丁 名栗街道の傍らに松葉坂の西堺

あるその下に二基の古碑 名栗 知觀寺 七丁 高麗神社

紀一里 名井堂 觀音 二十丁余 成子 觀音の佛體は

往昔此地に安置しあつたが 世の人に成子に成るに到り

とのことである

以上の地名はもとより名栗井 新田 豊岡 飯能辺に行に

もあり 武州の一名なれば 武州の一名なれば 風土記 道

蝸牛に就て

蝸牛の散歩 とふらふと早の蝸牛 西角 とりて

散をかこと 蔭をりのすこと 詩大辞典 記せりある

をふらふ地方もあり やはり

蝸牛と一軒の主 いはゆる一家の主は主たるかぎりの堪威勢力

を有すとぞ蝸牛い寄ごと蝸牛い寄ごと砂に家とアロひ行くとぞ 俚諺

蝸牛角上爭何事石火光中寄此身隨富隨貧

但懽喜不開口笑是癡人 白氏醉酒詩

蝸牛角上の爭い花る別傷に哲人戴夢人が魏の惠王

を此言いとして其爭ふ所の細小なるを悔ませ給ふの

諺となりて云ふなり

曰觸氏有國於蝸之右角者曰蠻氏時相與爭地而

戰伏尸數萬逐北旬有五日而後反

世ふるはしとも蝸牛の角ふるひとなるものひとしきこと

なりと云ふ